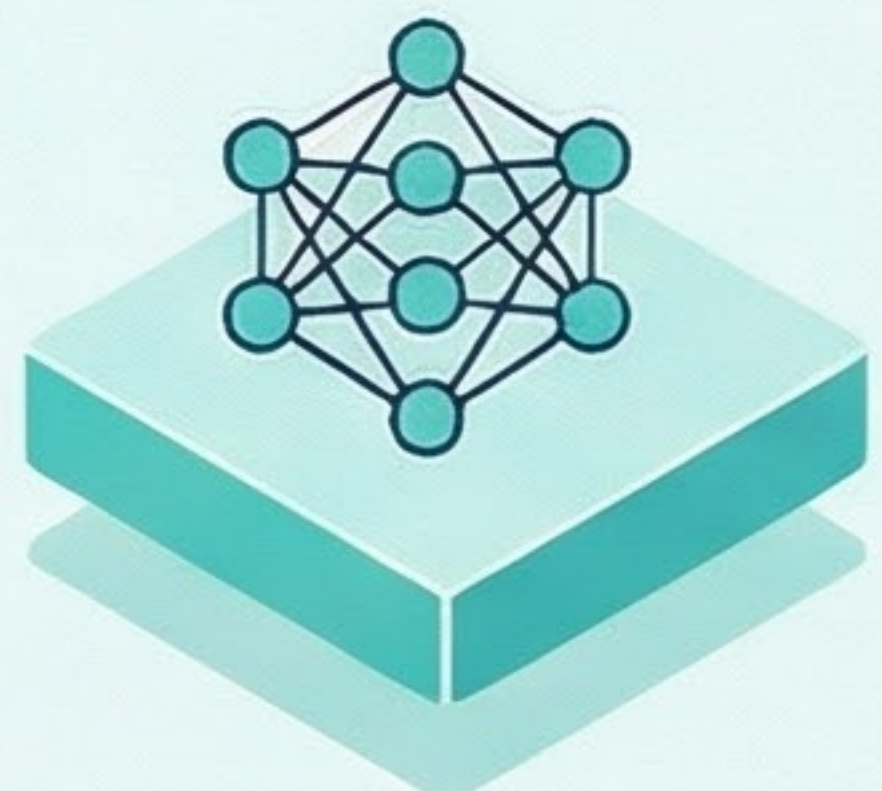


生成AIの新ルール：知的財産保護と透明性のためのプリンシプル・コード（案）

制度の核心：コンプライ・オア・エクスプレイン

✓ 原則遵守



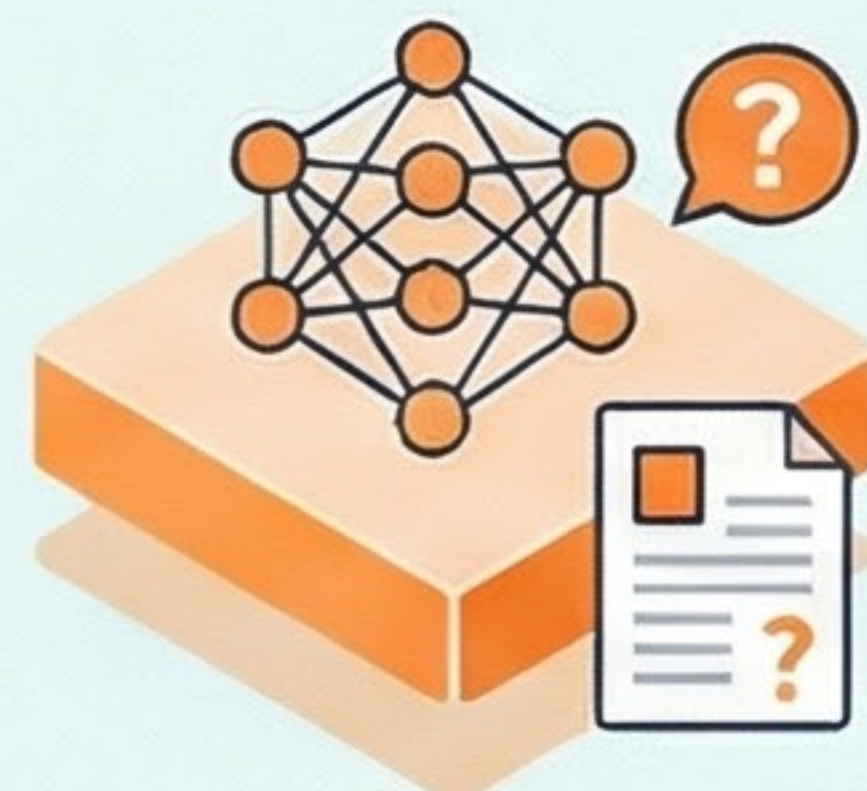
対象は日本でサービスを提供する全ての生成AI事業者（モデル開発者とサービス提供者の両方が含まれます）



事業者は受入れ状況をウェブサイトで公表・届出

内閣府が事業者リストとリンクを一覧で公開します。

理由の説明



事業者は原則を実施しない場合、その理由を公表する必要があります。

プリンシプル・コード（案）

事業者が守るべき3つの主要原則



原則1:

透明性と知的財産保護
指置之公表

モデルの概要、学習データの種類、権利保護体制などをウェブサイトで開示します。



原則2:

権利者のための情報開示
（法的紛争時）

訴訟等を準備する権利者は、自身の作品が学習データに含まれるか照会できます。



原則3:

利用者のための情報開示
（類似コンテンツ確認）

AI利用者は、自身の生成物と類似したコンテンツが学習データに含まれるか確認できます。